

議案第 5 号

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例  
(平成 26 年杉並区条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部  
が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
 条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特定教育・保育の内容)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）            次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の内容)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）            次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>